神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画（以下「県計画」という。）に定める事業について、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年９月12日医政発0912第５号厚生労働省医政局長通知、老発0912第１号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第２号厚生労働省保険局長通知）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条　補助の対象とする事業は、県計画に基づき、別表１の事業区分ごとに、事業者が実施する次の事業とする。

(1) 産科等医師確保対策推進事業
(2) 病院群輪番制運営費
(3) 歯科衛生士確保育成事業
(4) 看護師等養成支援事業
(5) 院内保育所支援事業
(6) 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業
(7) 在宅医療施策推進事業
(8) 在宅歯科医療連携拠点運営事業
(9) 緩和ケア推進事業
(10) 病床機能分化・連携推進基盤整備事業
(11) がん診療口腔ケア推進事業
(12) 精神疾患に対応する医療従事者確保事業
(13) 訪問看護ステーション等研修事業
(14) 地域医療介護連携ネットワーク構築事業
(15) 医師等確保体制整備事業
(16) 遠隔画像診断体制整備事業
(17) 構想区域病床機能分化・連携推進事業
(18) 障害者歯科診療推進事業

（補助額の算出方法等）

第３条　補助額は、次により算定する。

(1) 別表２の事業区分ごとに、基準額と補助対象経費の実支出額とを別表１の交付対象者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
(2) 前号により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第２の補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。
(3) 前条第15号医師等確保体制整備事業のうち勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助については、前号によらず、別添９に記載の方法で算定した額を補助額とする。

（申請書の提出期日等）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式１）に別に定める様式を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第４条の２　神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

⑴ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員

⑵ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

⑶ 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第１号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

⑷ 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第１号に規定する暴力団員に該当するもの

２　知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

３　知事は、補助事業者が第１項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第５条　規則第５条の規定による条件は、次のとおりとする。

⑴ 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。

⑵ 補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20％以内の変更については、この限りでない。

⑶ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

⑷ 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

⑸ 補助事業者は、補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア　補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証

拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外のものの場合は30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(10) 補助事業者が規則第２条第４項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第６項に規定する間接補助事業者等に対し、第10条と同一の条件を付さなければならない。

(11) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

(12) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（変更の承認）

第６条　前条第２号又は第３号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書（様式２）に別に定める様式を添えて、又は事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式３）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出するものとし、この提出は毎年度２月末日を最終期限とする。

（申請の取り下げのできる期間）

第７条　規則第７条第１項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第８条　補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書（様式４）により知事に報告するものとする。

（実績報告）

第９条　規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書（様式５）に別に定める様式を添えて、事業完了の日から起算して１か月を経過した日（第７条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１月を経過した日）又は翌年度４月５日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

２　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、

これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式６）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（届出事項）

第11条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき。

（書類の経由）

第12条　規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、事業所管課を経由しなければならない。

（その他）

第13条　その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。ただし、次に掲げる事業については、平成26年４月１日から適用する。

事業区分	細々事業名
３　産科等医師確保対策推進事業	
(1) 産科医師等分娩手当補助事業	・産科医師等分娩手当補助（市町村） ・産科医師等分娩手当補助（民間）
(2) 産科等後期研修医手当補助事業	・産科等後期研修医手当補助（市町村） ・産科等後期研修医手当補助（民間）
４　病院群輪番制運営費	
(1) 小児救急医療支援事業	・病院群輪番制運営費補助（小児）
(2) 小児救急医療拠点病院運営事業	

6　看護師等養成支援事業		
	(1) 看護師等養成所運営費補助事業	・看護師等養成所運営費補助（国庫対象） ・厚木看護専門学校運営費補助（国庫対象）
7　院内保育所支援事業		
	(1) 院内保育事業運営費補助事業	・院内保育事業運営費補助（国庫対象） ・院内保育事業運営費補助（公的病院） ・総合リハビリテーションセンター指定管理費（国庫対象）
	(2) 院内保育所施設整備費補助事業	院内保育所施設整備費補助
8　新人看護職員研修事業		
	(1) 新人看護職員職場内研修事業費補助事業	新人看護職員職場内研修事業費補助

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年７月15日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年９月15日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年10月16日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年３月５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年11月26日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年12月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年９月12日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年５月24日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年９月２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年10月３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１

事業区分	交付対象者
１　産科等医師確保対策推進事業	
(1) 産科医師等分娩手当補助事業	県内に所在する分娩施設（ただし、独立行政法人及び県立病院を除く。）の開設者(注1)
２　病院群輪番制運営費	
(1) 小児救急医療支援事業	市町村 （医療法第７条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者(注2)が実施する事業に対し市町村が行う補助事業を含む）
(2) 小児救急医療拠点病院運営事業	知事の要請を受けた病院の開設者
３　歯科衛生士確保育成事業	
(1) 在宅歯科口腔咽頭吸引実習事業	特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会
４　看護師等養成支援事業	
(1) 看護師等養成所運営費補助	看護師等養成所(注3)の運営事業を行う次の事業者 １　社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会は除く） ２　国家公務員共済組合及びその連合会 ３　健康保険組合及びその連合会 ４　国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 ５　学校法人及び準学校法人 ６　医療法人 ７　一般社団法人及び一般財団法人 ８　独立行政法人国立病院機構 ただし、上記のうち６及び７については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所２年課程（通信制）にあってはこの限りではない。）

(2) 看護師等養成所施設整備費補助	1　医療法人 2　社会福祉法人 3　学校法人及び準学校法人 4　一般社団法人及び一般財団法人 5　健康保険組合及び健康保険組合連合会 6　国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 ただし、1及び4については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあてはこの限りではない。）に限る。
(3) 看護実習受入拡充事業費補助	県内に所在する病院（①母性・小児病棟を有する病院、②299床以下の中小規模病院）、訪問看護ステーション、助産所、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の開設者 ただし、次に掲げる施設に限る。 1　別表2に掲げる「実習指導者講習会等受講経費」については、前年度末時点と比較して、補助を受けようとする年度に「看護実習指導者」を増やす施設 2　別表2に掲げる「実習受入施設職員等雇用」については、補助を受けようとする年度に新規に実習の受入れを行う施設又は前年度末時点と比較して、補助を受けようとする年度に実習受入数（実数）を増やす施設
(4) 看護師等育成事業費補助	看護師等養成機関連絡協議会、看護師等実習病院連絡協議会
(5) 新人看護職員研修事業費補助	県内に所在する新人看護職員研修を実施する病院等(注4)の開設者、団体等
(6) 看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助	県内に所在する病院の開設者
(7) 看護業務等ＩＣＴ導入支援事業費補助	県内に所在する病院の開設者
(8) 看護師等養成所初年度設備整備事業	県内に看護師等養成所の新設に係る初年度設備整備を行う次の事業者 1　医療法人 2　社会福祉法人 3　学校法人及び準学校法人 4　一般社団法人及び一般財団法人 5　健康保険組合及び健康保険組合連合会 6　国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

		ただし、１及び４については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所２年課程（通信制）にあってはこの限りではない。）に限る。
	(9) かながわ地域看護師養成事業費補助	県内に所在する病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム及び看護師等養成学校の開設者 ただし、「かながわ地域看護師養成ガイド」を用いて、出向(注7)により看護職員を送り出す事業主（以下、「出向元事業主」という。）及び出向元事業主から出向看護職員を受け入れる事業主（以下「出向先事業主」という。）に限る。
	(10) 看護補助者キャリアアップ研修受講促進支援事業費補助	県内に所在する病院の開設者
5　院内保育所支援事業		
	(1) 院内保育事業運営費補助	県内に所在する院内保育所を設置する病院等の開設者（公立病院は除く）
	(2) 院内保育所施設整備費補助	
6　歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業		
	(1) 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助	公益社団法人神奈川県歯科医師会
7　在宅医療施策推進事業		
	(1) 在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助	公益社団法人神奈川県医師会
	(2) 地域在宅医療推進事業費補助	公益社団法人神奈川県医師会
	(3) 在宅医療提供体制整備事業	１　新たに在宅医療（往診・訪問診療）に取り組む医療機関 ２　すでに在宅医療に取り組んでいる医療機関のうち、在宅医療の取組みを拡充する計画を示している医療機関 ３　すでに在宅医療に取り組んでいる医療機関のうち、情報通信機器を活用して次のいずれかに該当する取組みを行う医療機関 (1) 単独で、患者の受入件数の増加を計画する医療機関〔単独型〕 (2) 複数の医療機関や訪問看護ステーション、訪問薬局等と連携し、多職種で在宅患者の訪問・見守りを計画する医療機関〔多職種連携型〕
	(4) 在宅医療退院支援強化事業	退院時共同指導に新たに取り組むまたは拡充する計画を示している診療所・訪問看護ステーション
8　在宅歯科医療連携拠点運営事業		

(1) 「要介護・高齢者歯科」設置診療所施設・設備整備費補助	市町村・郡市歯科医師会、公益社団法人神奈川県歯科医師会等
9 緩和ケア推進事業	
(1) 緩和ケア病棟整備事業費補助	緩和ケア病棟の整備を行う医療機関の開設者
10 病床機能分化・連携推進基盤整備事業	
(1) 回復期病床等転換施設整備費補助	県内に所在する病院の開設者で、知事が適当と認めるもの
(2) 心臓リハビリテーション推進事業費補助	1 別表２に掲げる「心臓リハビリテーション推進事業」については、市町村 2 別表２に掲げる「心臓リハビリテーション設備整備事業」については、県内に所在する医療機関の開設者
(3) 病棟等転換準備経費支援事業	県内に所在する医療機関の開設者で、知事が適当と認める者
(4) 慢性腎臓病診療連携事業費補助	公立大学法人横浜市立大学附属病院
11 がん診療口腔ケア推進事業	
(1) がん診療医科歯科連携推進事業	公益社団法人神奈川県歯科医師会
12 精神疾患に対応する医療従事者確保事業	
(1) 精神科看護職員研修事業費補助	一般社団法人神奈川県精神科病院協会
13 訪問看護ステーション(注5) 等研修事業	
(1) 訪問看護ステーション等研修事業費補助	1 別表２に掲げる「教育支援ステーション事業費補助」については、県内で訪問看護に関連する事業を行う次の者 (1) 訪問看護事業に携わる法人格を有する事業所、団体等 (2) 地域の訪問看護管理者会 (3) (1)に該当する団体の地域ブロック (4) 複数の訪問看護ステーションが共同で実施する場合 ただし、事業を実施するエリアは次のとおりとする (1) 原則として、医療圏(注6) 単位とする。ただし、横浜二次保健医療圏、川崎北部二次保健医療圏、川崎南部二次保健医療圏及び相模原二次保健医療圏を除く。 (2) 各医療圏内の地理的な理由等、地域の実情に合わせ、医療圏内の一部の市区町村を１つのエリアとして実施する場合も可能（ただし、単独の市町村単位での実施は不可)。 2 別表２に掲げる「特定行為研修受講促進事業費

	補助」については、県内に所在する医療機関及び訪問看護ステーション（医療機関・診療所のみなしを除く）
14　地域医療介護連携ネットワーク構築事業	
(1)　地域医療介護連携ネットワーク構築事業費補助	(1)地域医療介護連携ネットワークを運営する団体 (2)地域医療介護連携ネットワークにおいて中心的な役割を担う病院又は医療関係団体
15　医師等確保体制整備事業	
(1) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助	
Ⅰ 地域医療勤務環境改善体制整備事業	次のいずれかを満たす医療機関であって、別添９「３　交付要件」を満たすもの。ただし、診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。 １　救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上2,000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関 ２　救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関 (1)　夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関 (2)　離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関 ３　地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関 (1)　周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合 (2)　脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、５疾病６事業で重要な医療を提供している場合 ４　在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 なお、１及び２の救急医療に係る実績は、当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している４月から３月までの１年間における実績とする。

	Ⅱ 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業	次のいずれかを満たす医療機関であって別添９「３ 交付要件」を満たすもの。 １　地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数 100 床あたりの常勤換算医師数が40人以上」かつ「常勤換算医師数が40人以上」の医療機関 　なお、常勤換算医師数は、病床機能報告により県へ報告している医師数（非常勤医師数を含む）とする。 ２　地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関
	Ⅲ 勤務環境改善医師派遣等推進事業	（派遣受入医療機関） 次のいずれかを満たす医療機関であって別添９「３ 交付要件」を満たすもの。 １　特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域がん拠点病院等の地域医療に特別な役割がある医療機関 ２　地域医療の確保に必要な医療機関であって、５疾病６事業で重要な医療を提供している医療機関 ３　在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 （派遣実施医療機関） 上記の要件を満たす派遣受入医療機関に医師を派遣する医療機関であって別添９「３ 交付要件」を満たすもの。
	Ⅳ 勤務環境改善医師確保対策事業	県内の医療機関であって別添９「３　交付要件」を満たすもの。
(2) マンモグラフィ講習会等事業費補助		公益社団法人神奈川県医師会
16　遠隔画像診断体制整備事業		
(1) 遠隔画像診断体制整備費補助		県内に所在する医療機関の開設者で、知事が適当と認めるもの
17　構想区域病床機能分化・連携推進事業		
(1) 川崎構想区域病床機能分化・連携推進事業費補助		地域における中核病院で、知事が適当と認める者

	(2) 県西構想区域病床機能分化・連携推進事業費補助	地域における中核病院で、知事が適当と認める者
18　障害者歯科診療推進事業		
	(1) 障害者歯科診療推進事業費補助	公益社団法人神奈川県歯科医師会

（注１）１　就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取扱う産科医等に対する分娩手当等の支給について明記している分娩施設であること。なお、個人が開設する分娩施設においては、当該分娩施設で雇用される産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、知事が適当を認めた場合は、開設者本人についても対象とする。

２　一分娩当たり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理費用及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が60万円未満の分娩施設であること（当該年度の正常分娩の金額を適用する。ただし、年度途中で60万円以上となった場合は、60万円未満であった期間について補助の交付対象とする。）。なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

３　補助事業者が、神奈川県周産期救急医療事業実施要綱に定める周産期救急患者受入病院（以下「周産期救急医療システム参加病院」という。）の開設者の場合は、知事がその開設者に対して交付する。

４　補助事業者が、周産期救急医療システム参加病院以外の分娩施設の開設者の場合は、市町村長を間接補助先として交付する。

（注２）　地方自治法（昭和22年法律第67号）第１条の３に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人又は第２項に規定する特定地方独立行政法人、並びに公的団体を除く。（以下「民間病院」という。）

（注３）１　看護師等養成所とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省第１号。以下「指定規則」という。）により文部科学大臣、厚生労働大臣または知事が指定した保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校または養成所という。（ただし、学校教育法第１条に規定する学校は除く、以下「養成所」という。）

２　助産師養成所とは指定規則第３条に規定する養成所をいう。

３　看護師（３年課程）養成所とは指定規則第４条第１項に規定する養成所をいう。

４　看護師（２年課程）養成所とは指定規則第４条第２項に規定する養成所をいう。

５　准看護師養成所とは指定規則第５条に規定する養成所をいう。

（注４）　病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成４年法律第86号）第２条第２項に規定する病院等をいう。

（注５）　訪問看護ステーションとは、介護保険法（平成９年法律第123号）第41項第1項本文の指定を受けた者が、訪問看護を行う事業所（同法第71条に規定する指定居宅サービス事業者の特例に基づく指定による事業所を除く。）をいう。

（注６）　医療圏とは、第８次神奈川県保健医療計画（令和６年３月策定）で設定する二次保健医療圏をいう。

（注７）　出向とは、看護職員が事業所の従業員たる地位を保有しつつ、他の事業主の事業所において勤務すること（いわゆる在籍型出向）をいうものであり、次の要件を満たすものとする。なお、出向期間内に出向元事業所と出向先事業所の両方で勤務する部分出向も対象とする。

１　労使間の協定が締結されており、出向する看護職員本人の同意を得ていること。

2　出向元事業主と出向先事業主との間で出向契約が締結されていること。

3　出向元事業主と出向先事業主が、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性が認められること。

4　出向先で勤務する日数が 40　日／年以上であること。ただし、この日数は連続していることを要しない。

5　前年度以前における本補助金の受給実績が３回未満であること。

別表２

事業区分	基準額	補助対象経費	補助率
１－(1) 産科医師等分娩手当補助事業	１分娩当たり10千円 （注） １　多胎の場合は、多胎児数に応じて分娩件数を算出できる。ただし、支給される手当の件数の算出方法に応じるものとする。 ２　分娩件数には、死産（妊娠第22週以降）を含めることができる。	分娩を取扱う産科医等に対して処遇改善を目的として分娩件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	３分の１
２－(1) 小児救急医療支援事業	別添１に基づき、次の１から４により算出された額の合計額とする。 １　休日Ａ、休日Ｂ及び夜間 １地区当たり 26,310円×診療日数 ２　休日Ｃ １地区当たり 13,150円×診療日数 ３　夜間加算（労働基準法第37条第１項及び第４項に定める割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上））を手当している場合に限る。） １地区当たり 19,782円×診療日数 ４　小児救急電話相談実施加算（休日Ａ、休日Ｂ、休日Ｃ又は夜間において、小児救急電話相談を実施している場合に限る。） １地区当たり 14,838円×診療日数 （注） １　診療日の設定方法については、別添２に定めるところ	小児救急医療支援事業に必要な経費（給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金））	３分の２

	によるものとする。 ２　診療日数は、別表３に定める地区における事業日数とする。		
２－(2) 小児救急医療拠点病院運営事業	別添１に基づき、１か所当たり次の１から３により算出された額の合計額とする。 １　35,926千円×運営月数／12 ２　夜間加算(労働基準法第37条第１項及び第４項に定める割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上））を手当している場合に限る。） 3,520千円×運営月数／12 ３　小児救急電話相談実施加算（神奈川県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。） 6,781千円×運営月数／12	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な経費（給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金））	10 分 の 10
３－(1) 在宅歯科口腔咽頭吸引実習事業	541,000円	口腔咽頭吸引に関する実習を行うのに必要な経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料）	４ 分 の ３
４－(1) 看護師等養成所運営費補助	次に掲げる課程ごとの基準額Ａ、基準額Ｂ及び基準額Ｃの合計額とする。 １　看護師(３年課程)養成所 【全日制】 (1) 基準額Ａ 次のア、イ、ウ、エの合計額に別表４に定める調整率を乗じて得た額 ア　養成所１か所当たり16,178,000円 イ　総定員が120人を超える養成所において専任教	次に掲げる課程ごとの基準額Ａ、基準額Ｂ及び基準額Ｃの合計額とする。 １　看護師(３年課程)養成所 【全日制】 (1) 基準額Ａ 次のア、イ、ウ、エの合計額に別表４に定める調整率を乗じて得た額 ア　養成所１か所当たり16,178,000円 イ　総定員が120人を超える養成所において専任教員分と	10 分 の 10

	員分として定員30人増すごとに1,842,000円 ウ　事務職員分として１か所当たり536,000円 エ　生徒数に１人当たり15,500円を乗じて得た額 (2) 基準額Ｂ 次のア及びイの合計額 ア　新任看護教員研修事業実施施設について受講者１人当たり340,000円 イ　看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者１人当たり147,000円 (3) 基準額Ｃ 卒業者数に１人当たり15,500円を乗じて得た額に別表４に定める調整率及び別表７に定める調整率を乗じて得た額 【全日制であって４年間で教育を行うもの及び定時制】 (1) 基準額Ａ 次のア、イ、ウ、エの合計額に別表４に定める調整率を乗じて得た額 ア　養成所１か所当たり12,134,000円 イ　総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに1,381,000円 ウ　事務職員分として１か所当たり402,000円 エ　生徒数に１人当たり15,500円を乗じて得た額 (2) 基準額Ｂ 次のア及びイの合計額 ア　新任看護教員研修事業実施施設について受講者	して定員30人増すごとに1,842,000円 ウ　事務職員分として１か所当たり536,000円 エ　生徒数に１人当たり15,500円を乗じて得た額 (2) 基準額Ｂ 次のア及びイの合計額 ア　新任看護教員研修事業実施施設について受講者１人当たり340,000円 イ　看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者１人当たり147,000円 (3) 基準額Ｃ 卒業者数に１人当たり15,500円を乗じて得た額に別表４に定める調整率及び別表７に定める調整率を乗じて得た額 【全日制であって４年間で教育を行うもの及び定時制】 (1) 基準額Ａ 次のア、イ、ウ、エの合計額に別表４に定める調整率を乗じて得た額 ア　養成所１か所当たり12,134,000円 イ　総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに1,381,000円 ウ　事務職員分として１か所当たり402,000円 エ　生徒数に１人当たり15,500円を乗じて得た額 (2) 基準額Ｂ 次のア及びイの合計額 ア　新任看護教員研修事業実施施設について受講者１人当たり340,000円	

	１人当たり340,000円 イ　看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者１人当たり147,000円 (3) 基準額C 卒業者数に１人当たり15,500円を乗じて得た額に別表４に定める調整率及び別表７に定める調整率を乗じて得た額 2　看護師(２年課程)養成所 【全日制】 (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エの合計額に別表４に定める調整率を乗じて得た額 ア　養成所１か所当たり13,889,000円 イ　総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに1,842,000円 ウ　事務職員分として１か所当たり536,000円 エ　生徒数に１人当たり17,600円を乗じて得た額 (2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア　新任看護教員研修事業実施施設について受講者１人当たり340,000円 イ　看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者１人当たり147,000円 (3) 基準額C 卒業者数に１人当たり17,600円を乗じて得た額に別表４に定める調整率	イ　看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者１人当たり147,000円 (3) 基準額C 卒業者数に１人当たり15,500円を乗じて得た額に別表４に定める調整率及び別表７に定める調整率を乗じて得た額 2　看護師(２年課程)養成所 【全日制】 (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エの合計額に別表４に定める調整率を乗じて得た額 ア　養成所１か所当たり13,889,000円 イ　総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに1,842,000円 ウ　事務職員分として１か所当たり536,000円 エ　生徒数に１人当たり17,600円を乗じて得た額 (2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア　新任看護教員研修事業実施施設について受講者１人当たり340,000円 イ　看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者１人当たり147,000円 (3) 基準額C 卒業者数に１人当たり17,600円を乗じて得た額に別表４に定める調整率及び別表７に定める調整率を乗じて得た額 【定時制】 (1) 基準額A	

	及び別表７に定める調整率を乗じて得た額 【定時制】 (1) 基準額Ａ 次のア、イ、ウ、エの合計額に別表４に定める調整率を乗じて得た額 ア　養成所１か所当たり 10,417,000円 イ　総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに1,381,000円 ウ　事務職員分として１か所当たり　402,000円 エ　生徒数に１人当たり 17,600円を乗じて得た額 (2) 基準額Ｂ 次のア及びイの合計額 ア　新任看護教員研修事業実施施設について受講者１人当たり340,000円 イ　看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者１人当たり147,000円 (3) 基準額Ｃ 卒業者数に１人当たり17,600円を乗じて得た額に別表４に定める調整率及び別表７に定める調整率を乗じて得た額 (注) 1　総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。 2　事務職員は、１学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に２人以上	次のア、イ、ウ、エの合計額に別表４に定める調整率を乗じて得た額 ア　養成所１か所当たり 10,417,000円 イ　総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円 ウ　事務職員分として１か所当たり　402,000円 エ　生徒数に１人当たり 17,600円を乗じて得た額 (2) 基準額Ｂ 次のア及びイの合計額 ア　新任看護教員研修事業実施施設について受講者１人当たり340,000円 イ　看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者１人当たり147,000円 (3) 基準額Ｃ 卒業者数に１人当たり17,600円を乗じて得た額に別表４に定める調整率及び別表７に定める調整率を乗じて得た額 (注) 1　総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。 2　事務職員は、１学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に２人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。 3　生徒数は、当該年度の４月15日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。	

	専任としての位置付けがなされている場合に限る。 3　生徒数は、当該年度の４月15日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。		
４－(2) 看護師等養成所施設整備費補助	次に掲げる基準面積に別表５に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 保健師、助産師、看護師の学校又は養成所 学生定員×20㎡ （ただし、２年課程（通信　制）は３㎡） (2) 増築の場合 新築の場合に準じて算定した面積 ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (3) 改築（移改築及び模様替えを含む。）の場合 当該施設の既存面積 ただし、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (4) 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記(2)又は(3)により算定した面積に16.2㎡を限度として加算した面積 (注) 1　過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていない	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	２分の１

	ときは基準額とする。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。 ２　建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。		
４－(3) 看護実習受入拡充事業費補助	１　実習指導者講習会等受講経費 (1)　県内の訪問看護ステーション、助産所、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設 １受講者当たり　97千円 (2)　県内の病院（①産科病棟あるいは小児科病棟を有する病院、②299床以下の中小規模病院） １受講者当たり 582千円 ２　実習受入施設職員等雇用経費 １施設当たり　582千円 （注） 「実習指導者」とは、実習指導者講習会を修了した者、また、「実習指導者講習会」とは、都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認定した講習会をいう。	１　実習指導者講習会等受講に必要な次に掲げる経費 (1) 講習会受講経費 （受講料、教材費、旅費） (2) 代替職員経費（受講期間中の業務に対応するものに限る） （人件費、手当） ２　実習受入施設における専任教育担当者や実習指導者等の指導に係る職員を補佐するための職員雇用に係る経費（人件費、手当）	３分の１
４－(4) 看護師等育成事業費補助	１　看護師等養成機関連絡協議会の研修等に対する補助 392千円 ２　看護師等実習病院連絡協議会の研修等に対する補助 150千円	研修等の実施に必要な会場使用料、報償費、通信費、需用費、旅費	10分の10
４－(5) 新人看護職員研修事	１　新人看護職員研修事業 次の(1)及び(2)により算出さ	下記に係る経費は別添６とおりとする。	２分の１

業費補助	れた額の合計額とする。 (1)　研修経費 ア　新人看護職員等が１名のとき　440千円 （ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円） イ　新人看護職員等が２名以上のとき　630千円 （ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円とする。） (2)　教育担当者経費 新人看護職員等５名以上の場合に５名増すごとに215千円 （注） 新人看護職員数等の人数は、当該年度の４月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。 なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は１名として計上する。	１　新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費） 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）	
	２　医療機関受入研修事業 (1)　１名～４名を受け入れた場合	２　医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費	２分の１

	１施設当たり 113千円 (2) ５名～９名を受け入れる場合 １施設当たり 226千円 (3) 10名～14名を受け入れる場合 １施設当たり 566千円 (4) 15～19名を受け入れる場合 １施設当たり 849千円 (5) 20名以上受け入れる場合 １施設当たり 1,132千円 (6) 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合 １名増すごとに45千円 （注） 1　医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。 2　医療機関受入研修事業における受入人数については、１人当たり年間40時間で１人とし、上限は30人とする。なお、１人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば１人とする。	（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費	
	3　多施設合同研修 (1) 新人看護職員等が10名～14名のとき　339千円 (2) 新人看護職員等が15名以上の場合に５名増すごとに113千円 （注） 1　新人看護職員多施設合同研修事業は複数月で実施すること。 2　新人看護職員等の人数については、１人当たり年間40時間で１人とし、１人40	3　多施設合同研修の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費	3 分の1

	時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば１人とする。		
４－(6) 看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助	１機器当たり 移乗支援（装着型・非装着型）・入浴支援用機器の場合 2,000千円 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション用機器の場合 600千円 ただし、１施設当たり30,000千円を補助上限額とする。 （注）「神奈川県「看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助」補助対象ロボット一覧」に掲載された機器を対象とする。	機器導入に要する備品購入費、賃借料、需用費及び役務費	２分の１
４－(7) 看護業務等ＩＣＴ導入支援事業費補助	当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（病床機能報告の対象外の病床については医療法第27条に基づく使用許可病床数）１床当たり　96千円 ただし、病床数の合計が300床以上の場合は300床として算定する。	ＩＣＴ導入に要する経費（備品購入・設置費（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器）、クラウドサービス費、導入設定費、セキュリティ対策費等） ただし、４－(6)看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助の対象となる「神奈川県「看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助」補助対象ロボット一覧」に掲載された機器は除く。 （注）上記に掲げる事項の詳細については、別添11に定めるものとする。	４分の３
４－(8) 看護師等養成所初年度設備整備事業	１か所当たり 13,970千円	看護師等養成所の新設に係る初年度設備整備費（標本、模型及び教育用機械器具等）の購入費 （注） １　別表９に定める下限額に満た	２分の１

		ない場合には、補助の対象としないものとする。 ２　補助対象となる標本・模型等の品目及び数量は、「神奈川県看護師等養成所の運営に関する指導要綱　別表7～10　機械器具、模型及び図書」に記されているものとする。	
４－(9) かながわ地域看護師養成事業費補助	１　基礎経費 (1) 出向元事業主 出向看護職員１人当たり434,000円 (2) 出向先事業主 受入出向看護職員１人当たり938,000円 ２　看護師等派遣経費 (1) 出向元事業主 出向看護職員１人１日当たり2,300円×給与差額の負担割合 (2) 出向先事業主 受入出向看護職員１人１日当たり2,300円×給与差額の負担割合 ただし、240日を上限とする。	かながわ地域看護師養成事業の実施に必要な次に掲げる経費 １　基礎経費 事務担当者経費（人件費、手当）、看護責任者経費（人件費、手当）、教育担当者経費（人件費、手当）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費 ２　看護師等派遣経費 出向看護職員の人件費及び手当に係る出向先事業主と出向元事業主との差額	４分の３
４－(10) 看護補助者キャリアアップ研修受講促進支援事業費補助	実務者研修を受講する看護補助者（常勤に限る）１人当たり　120千円 (注) 実務者研修とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく実務者研修をいう。	看護補助者（常勤に限る）に実務者研修を受講させるために必要な経費 １　受講料 ２　受講者が支払った受講料に対する支給金（ただし、給与、賃金、手当等と明確に区別して支給したものに限る。）	３分の１
５－(1) 院内保育事業運営費補助	原則12か月運営し、かつ保育料として１人当たり平均月額10,000円以上徴収している各病院内保育施設につき、１により算定した基本額より別添４に定める保育料収入相当	病院内保育所の運営（運営については、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重する。）に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経	３分の２

	額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、２により算定した加算額の合計額とする。 １　基本額 ⑴ A型特例 １人×180,800円×運営月数 ⑵ A型 ２人×180,800円×運営月数 ⑶ B型 ４人×180,800円×運営月数 ⑷ B型特例 ６人×180,800円×運営月数 ２　加算額 ⑴ 24時間保育を行っている施設 23,410円×運営日数 ただし、保育士の配置数が４人以上の場合は２を乗じる。 ⑵ 病児等保育を行っている施設 187,560円×運営月数 ⑶ 緊急一時保育を行っている施設 20,720円×運営日数 ⑷ 児童保育を行っている施設 10,670円×運営日数 ⑸ 休日保育を行っている施設 11,630円×運営日数	費に該当するもの。）	

	(休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年１月３日をいう。) ただし、保育士の配置数が４人以上の場合は２を、６人以上の場合は３を乗じる。 (注) １　運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね 15 日以上である場合には１か月として算定して差し支えないものとし、また保育料とは保育に要する費用の保護者負担額(給食費を含む)をいう。 ２　A型特例とは、児童１人以上、保育時間８時間以上で保育士等職員２人以上を有するものをいう。 ３　A型とは、児童４人以上、保育時間８時間以上で保育士等職員２人以上を有するものをいう。 ４　B型とは、児童 10 人以上、保育時間 10 時間以上で保育士等職員４人以上を有するものをいう。 ５ B型特例とは、児童 30 人以上、保育時間 10 時間以上で保育士等職員 10 人以上を有するものをいう。 ６　24時間保育、病児等保育、緊急一時保育、児童保育、休日保育とは別添５のとおりとする。		
５－(2) 院内保育所施設整備費補助	次に掲げる基準面積に別表６に定める単価を乗じた額とする。 基準面積	病院内保育所（施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重する。）として必要な新築、	0.33

	収容定員×５㎡ ただし、30人を限度とする。 （注） １　過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。 ２　建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。	増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費	
６－(1) 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助	１　歯科衛生士・歯科技工士の業務内容の普及啓発事業の実施経費 知事が適当と認めた額 ２　歯科衛生士への研修事業 １回当たり　190千円	１　歯科衛生士・歯科技工士の業務内容の普及啓発事業に必要な経費（報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料） ２　歯科衛生士のための口腔咽頭吸引に関する研修や生体モニター、自動体外除細動器を用いた学生や現任者への在宅歯科医療に関する研修の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）	４分の３
７-(1) 在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助	28,000千円	医療従事者、介護従事者等への在宅医療に関する研修の実施及び研修施設の運営等に必要な経費（人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）	10分の10
７-(2) 地域在宅医療推進事業費補助	9,557千円 （注） 在宅医療のバックアップ体制の構築に係る医師待機料は1日当たり20千円を基準単価とする。	地域における在宅医療の推進に資する在宅医療のバックアップ体制の構築、研修、普及啓発等の事業の実施に係る経費（賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等）	４分の３
７－(3) 在宅医療提供体制整備事業	医療機関事業費上限額 １　3,000 千円 ２　1,300千円 ３　(1)：400 千円	１「在宅医療の提供に必要となる医療機器」及び「オンライン診療等に活用する情報通信機器」 ２「在宅医療の提供に必要となる	４分の３

	(2)：5,000 千円	医療機器」のみ。 3 「オンライン診療等に活用する情報通信機器」のみ。 （注）上記に掲げる事項の詳細については、別添12に定めるものとする。	
7－(4) 在宅医療退院支援強化事業	医療機関事業費上限額 1　848千円 2　304千円（1か月）	1　医療事務作業補助者の募集・雇用に係る経費 2 雇用後の研修期間として最大3か月の人件費相当額 （注）上記に掲げる事項の詳細については、別添12に定めるものとする。	4 分の 3
8－(1) 「要介護・高齢者歯科」設置診療所施設・設備整備費補助	1　施設整備事業 次に掲げる基準面積に別表8に定める単価を乗じた額とする。 基準面積　150㎡ （注） 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。 2　設備整備事業 次に掲げる基準額とする。 (1)　区分1 高度麻酔（全身麻酔又は精神鎮静法）を実施する歯科麻酔体制を確保する施設 基準額　13,750千円 (2)　区分2 上記(1)以外の歯科麻酔体制を確保する施設 基準額　8,250千円 （注1） 区分1の基準額は、事業年度の前々年度の医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日厚生省発医第117号厚生事務次官通知	1　休日急患歯科診療所等が設置（予定を含む。）する「要介護・高齢者歯科」外来での継続治療に必要な次の施設（各部門）の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（治療室、技工室、エックス線室、事務室、待合室、便所、玄関、暖冷房、附属設備等） ただし、次に掲げる費用を除く。 (1) 土地の取得又は整地に要する費用 (2) 施設外（屋外）の対象物（門、塀、駐車場等）の新築、増改築及び改修に要する費用 (3) 設計業務、監理業務に要する費用 (4) 既存建物の買収に要する費用 (5) 新築工事の場合の既存建物の解体工事に要する費用 (6) その他整備費として適当と認められない費用 （注）上記に掲げる事項の詳細については、別添7に定めるものとする。 2　休日急患歯科診療所等が設置（予定を含む。）する「要介護・高	4 分の 3

	別添）の交付対象事業「へき地医療拠点病院設備整備事業（種目：歯科医療機器等整備費)」の基準額に０．５を掛けた額（ただし、千円未満切り捨て）とする。 （注２） 区分２の基準額は、事業年度の前々年度の上記補助金交付要綱の交付対象事業「へき地診療所設備整備事業（種目:医療機器整備費)」の基準額に０．５を掛けた額（ただし、千円未満切り捨て）とする。	齢者歯科」外来での継続治療に必要な歯科医療機器等の備品購入費 （注）上記に掲げる事項の詳細については、別添７に定めるものとする。	
９－(1) 緩和ケア病棟整備事業費補助	次に掲げる基準面積に基準単価を乗じた額とする。 基準面積 30㎡×緩和ケア病棟病床数 （ただし、20床を限度とする。） 基準単価 １㎡当たり175,100円 （注） １　過去に同様の事業で補助を受け、現に使用しているときは、基準面積から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。 ２　工事単価が基準単価を下回るときは、当該工事単価を基準単価とする。 ３　複数年度にわたって施設整備を行う場合、各年度の補助金の交付額は、当該年度における施設整備工事の進捗率に基づき基準額を設定する。	緩和ケア病棟入院料の施設基準を満たす緩和ケア病棟を整備するために必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く。 (1)　土地の取得又は整地に要する費用 (2)　外構工事及び造園工事に要する費用 (3)　設計業務、監理業務に要する費用 (4)　既存建物の買収に要する費用 (5)　新築工事の場合の既存建物の解体工事に要する費用 (6)　病棟を維持するための維持修繕に要する費用 (7)　備品（施設に固着しない設備）の調達に要する費用 (8)　その他整備費として適当と認められない費用	３分の２
10－(1) 回復期病床等転換施	新築・増改築 １床当たり　6,610千円	「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）に定	４分の３

設整備費補助	改修（増床） 　１床当たり　4,616千円 改修（転換） 　１床当たり　6,610千円	める以下のいずれかの施設基準等を満たす施設を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 １　回復期病床の整備 ア　回復期リハビリテーション病棟入院料 イ　地域包括ケア病棟入院料又は入院医療管理料（主に回復期機能を提供する病棟又は病室に限る。） ウ　地域包括医療病棟入院料（主に回復期機能を提供する病棟に限る。） ２　慢性期病床の整備 （ただし、第８次神奈川県保健医療計画で設定する横浜二次保健医療圏、川崎北部二次保健医療圏、川崎南部二次保健医療圏又は県央二次保健医療圏において整備を行う場合に限る。） ア　療養病棟入院料（又は特別入院基本料） イ　有床診療所療養病床入院基本料 ウ　緩和ケア病棟入院基本料 エ　特殊疾患病棟入院料（又は入院医療管理料） オ　障害者施設等入院基本料 ただし、次に掲げる費用を除く。 (1)　土地の取得又は整地に要する費用 (2)　外構工事及び造園工事に要する費用 (3)　設計業務、監理業務に要する費用 (4)　既存建物の買収に要する費用 (5)　新築工事の場合の既存建物の解体工事に要する費用 (6)　病棟を維持するための維持	

		修繕に要する費用 (7) その他整備費として適当と認められない費用 (注) 上記に掲げる事項の詳細については、別添８に定めるものとする。	
10-(2) 心臓リハビリテーション推進事業費補助	１　心臓リハビリテーション推進事業 １市町村当たり12,000千円 ２　心臓リハビリテーション設備整備事業 １医療機関当たり9,000千円	１　強化指定病院等事業の実施に必要な経費（人件費及び運営費） ２　施設基準上求められている運動負荷装置等の導入費用	１　４分の３ ２　２分の１
10-(3)　病棟等転換準備経費支援事業	567千円×補助対象病床数	「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）に定める施設基準等を満たす回復期リハビリテーション病棟（病室）、地域包括ケア病棟（病室）（主に回復期機能を提供する病棟又は病室に限る。）、地域包括医療病棟(主に回復期機能を提供する病棟に限る。）の整備に伴い発生する以下の準備経費 （開設前３か月から開設後３か月の計６か月の間に発生する経費に限る。） ・ 看護職員（看護師、准看護師、看護助手）及びリハビリテーション専門職の訓練期間中の人件費 （ただし、リハビリテーション専門職は１名を上限とする。） ・ 職員の募集に係る経費（人件費除く） ・ 普及に係る経費（人件費除く）	４分の３
10-(4) 慢性腎臓病診療連携事業費補助	データ分析・受診勧奨支援、講演会費、普及啓発・成果報告資材作成・成果報告会・協議会開催に係る補助 2,893千円	報償費、旅費、需用費、委託費、使用料及び賃借料	４分の３
11-(1) がん診療医科歯科連	研修の実施、評価・検証事業 608千円	医療従事者向けのがん診療医科歯科連携に関する研修の実施に必要	４分の３

携推進事業		な経費、医科歯科連携実施に係る評価・検証を行う検討会の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費等）	
12－(1) 精神科看護職員研修事業費補助	研修の実施 934千円	精神科看護職員への認知行動療法等に関する研修の実施に必要な経費（報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）	4分の3
13-(1) 訪問看護ステーション等研修事業費補助	1　教育支援ステーション事業費補助 1医療圏当たり　1,600千円 2　特定行為研修受講促進事業費補助 受講者1人当たり　700千円 ただし、1箇所当たり、700千円を補助選定額の上限とする。	1　訪問看護に関する研修の企画・実施及び同行訪問の実施に必要な経費（人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料） 2　看護師が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費のうち、事業者が当該看護師に支払った経費（入学費、受講費、教材費等）	4分の3 2分の1
14-(1) 地域医療介護連携ネットワーク構築事業費補助	あらかじめ知事が認めた地域かつ、次の項目に係る経費で、予算の範囲内において知事が必要と認める額 1　クラウドデータセンター構築関連費 2　連携構築費	1　クラウドデータセンター、バックアップサーバの構築、ライセンス付与、ネットワーク回線構築に必要な経費。ただし、地域医療介護連携ネットワークアプリケーションの新規開発費は認めない。 2　各参加施設等の電子カルテその他の業務システムからクラウドデータセンターにデータを自動送信するための経費。ただし、各参加施設への業務システムの新規導入又は更新のための経費は認めない。	10分の10
15-(1) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助			
Ⅰ地域医療勤務環境改善体制整備事業	当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。別表1において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場	1　資産形成経費（ICT等費用、休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用） 2　その他経費（医師事務作業補助者研修費用、改善支援アドバ	資産形成経費 10分の9

	合は、精神科病床の最大使用病床数とする。）１床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、別表２の経費に対してそれぞれ補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。 ただし、最大使用病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。	イス費用、医療専門職支援人材の雇用、タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助） （注）上記に掲げる事項の詳細については、別添９に定めるものとする。	その他経費 10分の10
Ⅱ 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業	当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。）１床当たり、133 千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、別表２の補助対象経費に対してそれぞれ補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 ただし、最大使用病床数が 20 床未満の場合は、20 床として算定する。 また、別添９に定める要件を満たす医療機関については、標準単価を１床当たり266千円とすることができる。	１ 資産形成経費（ICT等費用、休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用） ２ その他経費（医師事務作業補助者研修費、改善支援アドバイス費用、医療専門職支援人材の雇用、タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助） （注）上記に掲げる事項の詳細については、別添９に定めるものとする。	資産形成経費 10分の9 その他経費 10分の10
Ⅲ 勤務環境改善医師派遣等推進事業	（派遣受入医療機関） １人につき 150 千円を上限とし、別表２の補助対象経費に対してそれぞれ補助率を乗じて得た金額と比較して少ないほうの金額を選定する。 （派遣実施医療機関） 当該医療機関における派遣医師１人１月当たり1,250千円を標準単価とし、対象となる派遣医師ごとに派遣月数や週当たりの勤務日数等を標準単価に乗じて得た額を助成額とする。	（派遣受入医療機関） 派遣医師を受け入れるための準備に必要となる経費 （派遣実施医療機関） 当該医療機関における医師１人１月当たりの経常利益相当額 注）上記に掲げる事項の詳細については、別添９に定めるものとする。	資産形成経費 10分の9 その他経費 10分の10

Ⅳ 勤務環境改善医師確保対策事業	当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。）1床当たり、133 千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、別表２の補助対象経費に対してそれぞれ補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。 ただし､最大使用病床数が 20 床未満の場合は､20 床として算定し、250 床以上の場合は 250 床として算定する。	１　資産形成経費（ICT等費用、休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用） ２　その他経費（医師事務作業補助者研修費用、改善支援アドバイス費用、医療専門職支援人材の雇用、タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助） （注）上記に掲げる事項の詳細については、別添９に定めるものとする。	３ 分 の 1
15-(2) マンモグラフィ講習会等事業費補助	マンモグラフィ読影及び撮影講習会、乳房超音波講習会事業 2,220 千円	マンモグラフィ読影・撮影講習会及び乳房超音波講習会開催に必要な経費（謝金、旅費、使用料及び賃借料、委託料、役務費等）	10 分 の 10
16-(1) 遠隔画像診断体制整備費補助	16,068千円	遠隔画像診断体制の整備に必要な経費（需用費、工事請負費、備品購入費等）	４ 分 の ３
17-(1) 川崎構想区域病床機能分化・連携推進事業費補助	対象施設の整備面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とする。 基準単価 １㎡当たり250,000円 但し、1,700,000千円を上限とする。	地域医療構想の達成に向け、地域における病床機能の分化・連携を進めるために必要な施設の新築整備に要する工事費又は工事請負費 なお、対象施設は、専門性の高い医療を提供し、地域医療の役割分担や連携の推進に資する施設及び構想区域内において不足する機能の補完に資する施設で、知事が認めるものとし、他の補助事業で整備を行う施設は対象面積から除くものとする。 （注）上記に掲げる事項の詳細については、別添10に定めるものとする。	２ 分 の 1
17-(2) 県西構想区域病床機能分化・連携推進事業費補助	１　施設整備補助 対象施設の整備面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とする。 基準単価　１㎡当たり	地域医療構想の達成に向け、地域における病床機能の分化・連携を進めるために必要な施設の新築整備に要する工事費又は工事請負費、新築整備等に併せて行われる	２ 分 の 1

	273,000円 　但し、1,700,000千円を上限とする。 ２　設備整備補助 　対象となる設備整備の導入費用のうち、知事が必要と認める額 　但し、1,700,000千円を上限とする。	設備整備に係る導入に要する経費（設備設置に付随する工事費又は工事請負費等も含む） 　なお、対象施設・設備は、専門性の高い医療を提供し、地域医療の役割分担や連携の推進に資する施設・設備及び構想区域内において不足する機能の補完に資する施設・設備で、知事が認めるものとし、他の補助事業で整備を行う施設・設備は対象から除くものとする。 （注）上記に掲げる事項の詳細については、別添10に定めるものとする。	
18-(1) 障害者歯科診療推進事業費補助	3,078千円	障害者歯科診療に係る研修等の実施に必要な経費（人件費、手当、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）	10 分 の 10

別表３

	地　区　名	対　象　市　区　町　村
小児救急医療支援事業	横浜市北部	鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区
	横浜市西部	西区、保土ケ谷区、旭区、戸塚区、泉区、瀬谷区
	横浜市南部	中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区
	川崎市北部	高津区、宮前区、多摩区、麻生区
	川崎市南部	川崎区、幸区、中原区
	三浦半島	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
	平塚・中郡	平塚市、大磯町、二宮町
	秦野・伊勢原	秦野市、伊勢原市
	厚木	厚木市、愛川町、清川村
	県央	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
	相模原	相模原市
	西湘	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
小児救急医療拠点病院運営事業	東湘	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
	鎌倉	鎌倉市

別表４

看護師等養成所の定員数	調　整　率
定員181人以上	0.92
定員161人以上180人以下	0.94
定員121人以上160人以下	1.00
定員 81人以上120人以下	1.02
定員 80人以下	1.04

（注）生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

別表５

事業区分	構造別	基準単価
４－(2)　看護師等養成所施設整備費補助	鉄筋コンクリート	168,400円
	ブロック	145,600円
	木造	168,400円

（注）１　上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

２　建物の構造が上記に該当しない場合の単価は、次のとおりとする。

(1) 鉄骨鉄筋コンクリート構造については、鉄筋コンクリート造の単価を用いる。

(2) 鉄骨構造の場合で、強度・耐久性が鉄筋コンクリート構造と同等の工法である場合（ラーメン構造の場合で設計者等が強度・耐久性を証明できる場合）は、鉄筋コンクリート単価を用い、その他についてはブロック単価を用いる。

(3) 鉄骨と鉄筋コンクリートの複合建築については、鉄筋コンクリートの比率が50%以上である場合は鉄筋コンクリート造の単価とし、50%未満である場合はブロック造の単価とする。

別表６

事業区分	構造別	基準単価
５－(2)　院内保育所施設整備費補助	鉄筋コンクリート	245,400円
	ブロック	214,400円
	木造	245,400円

（注）１　上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

２　建物の構造が上記に該当しない場合の単価は、次のとおりとする。

(1) 鉄骨鉄筋コンクリート構造については、鉄筋コンクリート造の単価を用いる。

(2) 鉄骨構造の場合で、強度・耐久性が鉄筋コンクリート構造と同等の工法である場合（ラーメン構造の場合で設計者等が強度・耐久性を証明できる場合）は、鉄筋コンクリート単価を用い、その他についてはブロック単価を用いる。

(3) 鉄骨と鉄筋コンクリートの複合建築については、鉄筋コンクリートの比率が50%以上である場合は鉄筋コンクリート造の単価とし、50%未満である場合はブロック造の単価とする。

別表７

県内就業率（過去３年間の平均）	調　整　率
100パーセント	1.4
95パーセント以上99.9パーセント以下	1.3
90パーセント以上94.9パーセント以下	1.2
50パーセント以上89.9パーセント以下	0.0
49.9パーセント以下	△1.0

（注）１　県内就業率（過去３年間の平均）は、過去３年間の卒業者で当該養成課程に対応する資格の看護職員として就業した者の合計のうち、県内において就業した者の合計の割合（小数点以下第２位を四捨五入）をいう。

２　過去３年間の卒業者がいない場合は調整率を0.0とする。

別表８

事業区分	構造別	基準単価
８－(1)「要介護・高齢者歯科」設置診療所施設・設備整備費補助	鉄筋コンクリート	96,300円
	ブロック	83,600円
	木造	96,300円

（注）　上記基準単価は、事業年度の前々年度の医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月31日厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知別紙）の交付対象事業「地域拠点歯科診療所施設整備事業」の１平方メートル当たり単価に０．５を掛けた額（ただし、100円未満切り捨て）とする。

別表９

事業区分	下限額
４－(8) 看護師等養成所初年度設備整備事業	１品につき50千円

（別添１）

入院を要する（第二次）救急医療体制

１　目的

(1)　小児救急医療支援事業は、市町村が地域の実情に応じて病院群輪番方式等による入院を要する（第二次）救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のものとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的とする。

(2)　小児救急医療拠点病院運営事業は、県が地域の実情に応じて小児救急医療拠点病院を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び小児救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のものとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的とする。

２　補助対象

(1)　小児救急医療支援事業

ア　地域設定

地域設定は、原則として小児二次医療体制のブロック（別表３）を単位とする。

イ　病院

市町村長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、医師等の医療従事者の確保及び救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関としての診療機能を有する病院とする。

(2)　小児救急医療拠点病院運営事業

ア　地域設定

地域設定は、原則として複数の小児二次医療体制のブロック（別表３）を単位とする。

イ　病院

県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、小児科医師、看護師等の医療従事者の確保および小児の救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関として診療機能を有する病院とする。

３　運営方針

(1)　小児救急医療支援事業

地域の小児科を標榜する病院群又は病院が病院群輪番制方式により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものとする。

(2)　小児救急医療拠点病院運営事業

小児救急医療拠点病院は、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整えるものとし、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送期間からの転送患者を必ず受け入れるものとする。

４　整備基準

(1)　小児救急医療支援事業

ア　当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保

するものとする。

イ　当番日における病院の診療体制は、通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等の医療従事者を確保するものとする。

(2)　小児救急医療拠点病院

ア　小児重症救急患者の入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。

イ　病院の診療体制は、休日夜間に小児重症救急患者の受け入れに常時対応できる小児科医師及び看護師等医療従事者を確保するのとする。

（別添２）

診療日の設定方法

小児救急医療支援事業参加病院の診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ１日とする。

区　分	対象時間及び最低診療時間
休日 　休日Ａ 　休日Ｂ	午前８時から午後６時まで診療を行うもの
休日Ｃ	午前８時から午後１時まで診療を行うもの又は午後１時から午後６時まで診療を行うもの
夜間	午後６時から翌日午前８時まで診療を行うもの

（注）休日の取扱い

(1) 休日Ａ

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から１月３日まで）

(2) 休日Ｂ、休日Ｃ

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、小児救急医療支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で小児救急医療支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から１月３日まで）を除く月曜日から土曜日の間に１日のみとする。

（別添３）

新任看護教員研修事業及び看護教員養成講習会参加事業

１　新任看護教員研修事業

⑴　受講対象者は新任教員とする。また、他の看護師等養成所の新任教員を受け入れて実施することも可とする。

⑵　研修内容については、新任教員に求められる能力（教育実践能力、学生指導能力、コミュニケーション能力、看護実践能力など）に関する研修とし、以下に掲げる研修内容を参考に実施する。

（参考）研修内容の例

研修項目	研修内容	研修方法
教育実践能力	授業計画の立案、教育方法の検討など授業設計や方法、評価に関すること。	講義及び演習
学生指導能力	学生把握、学習指導、生活指導、健康管理、個別相談等の場面での指導方法に関すること。	講義及び演習
コミュニケーション能力	人間理解、人間関係構築、カウンセリング等の方法に関すること。	講義及び演習
看護実践能力	臨床現場における自らの専門領域及び担当領域での短期研修などによる看護技術の実践や最新の医療知識の獲得に関すること。	講義、演習及び臨地実習

２　看護教員養成講習会参加事業

平成22年４月５日医政発0405第３号厚生労働省医政局長通知「看護教員に関する講習会の実施要領について」に基づき実施される専任教員養成講習会又は教務主任養成講習会に教員を受講させる看護師等養成所を対象とする。

（注）　専任教員とは指定規則第２条第４号、第３条第４号、第４条第１項第４号、同条第２項第４号及び第５　条第４号に規定する保健師若しくは助産師または、看護師の資格を有する専任教員をいう。

（別添４）

保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

１　保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は次の表のとおりである。

種　別	保育児童
A型特例	１人
A　　型	４人
B　　型	10人
B型特例	18人

２　負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費＝保育士等の数×標準人件費＋その他の経費

（注）

(1) 保育士等の数は、当該年度の４月１日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た値（小数点第２位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあっては２人、B型４人、B型特例10人とする。

(2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの知事が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

(3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○　病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数

2.6人

○　病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費

年額3,186,000円

３　負担能力指数による調整率は、次の表のとおりとする。

ただし、病院内保育施設設置後３か年を経過していない施設にあっては適用しない。

負担能力指数	調整率
５未満	1.0
５以上20未満	0.8
20以上	0.6

（別添５）

院内保育事業運営費補助事業

１　24時間保育は、終日いずれの時間帯においても保育サービスを提供するものとする。

２　病児等保育

⑴　対象児童

ア　医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

イ　保育所に通所している児童ではないが、アと同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。

⑵　対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として７日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、７日を超えて保育できるものとする。

⑶　施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が２人以上横臥でき、１人当たりの面積が原則として１．６５㎡以上であること。

⑷　職員配置等

ア　病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を１名以上配置すること。

なお、病児等の児童数が２名を超える場合には、病児等２名に対し看護職員１名の配置を基本とすること。

イ　児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

ウ　体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

エ　他の児童への感染の防止に配慮すること。

⑸　利用事務手続等

ア　利用事務手続きについては実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

イ　利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

⑹　保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、１日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）

⑺　その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺

の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとすること。

3　緊急一時保育

(1)　対象児童

24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児または幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童（小学校低学年を含む)。

(2)　対象となるサービス

病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約しており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、(1)の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

(3)　緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

許可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、許可保育所都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭ならびに同居の親族が行う保育については対象としない。

4　児童保育

(1)　対象児童

病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下、放課後児童という。)。

(2)　施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

(3)　職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を１名以上配置すること。

5　休日保育は、以下に掲げる日に保育サービスを提供するものとする。ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年７月20日法律第178号）第３条に規定する休日

(3)　12月29日から翌年１月３日（前号に掲げる日を除く。）

（別添６）

病院等で実施する新人看護職員研修

１　対象者

⑴　新人看護職員とは、主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

⑵　新人保健師とは、主として保健師免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。

⑶　新人助産師とは、主として助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。

２　補助の対象となる研修

⑴ 新人看護職員研修

病院等が実施する新人看護職員研修は、新人看護職員研修ガイドライン（平成２６年３月２４日医政看発０３２４第４号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。）に示された次のア～ウの項目に沿って実施する事業とする。

ア　「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインⅠ-３-1又はガイドラインのうち保健師編のⅠ－３－１を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

イ　「研修における組織の体制」（ガイドラインⅠ-３-２又はガイドラインのうち保健師編のⅠ－３－２を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

ウ　「新人看護職員研修」（ガイドラインⅡを参照）に沿って、到達目標を設定するとともに、その評価を行うこと。また、研修プログラムを作成し研修を実施すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドラインのうち保健師編のⅡ）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

⑵ 医療機関受入研修

医療機関受入研修は、新人看護職員研修を自施設で単独で完結できない場合に、外部組織の研修を活用することにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする事業とする。

ア　この事業の実施主体は、２（１）の新人看護職員研修を実施する病院等とする。

イ　病院等は、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により受け入れを実施することとし、受け入れを行う研修は、複数月で実施すること。なお、新人保健師研修又は新人助産師研修の受け入れを行う場合も同様とする。

⑶ 多施設合同研修

多施設合同研修は、新人看護職員研修を自施設で単独で完結できない場合に、新人看護職員研修を実施する団体等を活用することにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする事業とする。

ア　この事業の実施主体は、２（１）の新人看護職員研修を実施する団体等とする。

イ　団体等は、多施設合同で実施する研修を公開し、公募により実施することとし、研修は、複数月で実施すること。なお、新人保健師研修又は新人助産師研修を実施する場合も同様とする。

（別添７）

「要介護・高齢者歯科」設置診療所施設・設備整備費補助

１　目的

在宅歯科では対応できない歯科診療領域における、在宅要介護者等の患者の治療機会を提供するため、休日急患歯科診療所等が設置する「要介護・高齢者歯科」外来での継続治療に必要な施設・設備を整備することにより、在宅要介護者等の口腔ケアの質的向上を図り、もって、在宅歯科の後方支援機能の体制構築を図ることを目的とする。

２　補助対象

この事業は、市町村、各地域の歯科医師会等が開設する休日急患歯科診療所等が設置（予定を含む。）する「要介護・高齢者歯科」外来での継続治療に必要な施設・設備整備費を補助対象とする。

３　補助事業者（対象者）

市町村、郡市歯科医師会、公益社団法人神奈川県歯科医師会等

４　補助要件

この補助事業を受けるための要件は次のとおりとする。

⑴　要介護・要支援認定者、高齢者等を対象とする専門歯科外来を設置（予定を含む。）していること。

⑵　上記⑴の専門歯科外来を開設・運営している旨を、市町村、郡市歯科医師会等のホームページ等で地域住民、歯科・医科医療機関、介護事業者等へ広く周知（予定を含む。）していること。

５　「要介護・高齢者歯科」外来での継続治療につなげる計画

この補助事業の実施にあたって補助事業者は、地域の在宅要介護者等の歯科疾患患者の潜在的な治療ニーズを把握し、「要介護・高齢者歯科」外来での継続治療につなげるための３か年計画（診療人数計画）について別に定める様式を作成し、交付申請書に添付するものとする。

６　診療実績の報告

補助事業者は、補助事業年度以降３年間（事業年度、翌年度及び翌々年度）に限り、「要介護・高齢者歯科」外来の月別診療（人数）実績について、別に定める様式にて知事に報告（年１回報告）するものとする。

７　その他

交付申請時又は実績報告時の添付書類は、別に定める。

（別添８）

回復期病床等転換施設整備費補助

１　目的

回復期病床及び慢性期病床への機能転換等を図る医療機関の施設整備事業に対して補助する。

２　定義

⑴　「回復期病床等転換施設整備費補助」事業における回復期病床及び慢性期病床とは、次に示す診療報酬の施設基準のいずれかを満たし、診療報酬上で算定している病床とする。

ア　回復期病床

①回復期リハビリテーション病棟入院料

②地域包括ケア病棟入院料又は入院医療管理料(主に回復期機能を提供する病棟又は病室に限る。)

③地域包括医療病棟入院料(主に回復期機能を提供する病棟に限る。)

イ　慢性期病床

（ただし、横浜二次保健医療圏、川崎北部二次保健医療圏、川崎南部二次保健医療圏、又は県央二次保健医療圏において整備を行う場合に限る。）

①療養病棟入院料（又は特別入院基本料）

②有床診療所療養病床入院基本料

③緩和ケア病棟入院基本料

④特殊疾患病棟入院料（又は入院医療管理料）

⑤障害者施設等入院基本料

⑵　補助対象経費における「いずれかの施設基準等を満たす施設を整備する」とは、現状は各施設基準を満たしておらず、かつ、診療報酬上もこれらの施設基準を算定していないため、「回復期病床等転換施設整備費補助」事業の実施により、前号に掲げる診療報酬を算定するための施設とすべく、必要不可欠な工事を行い整備することをいう。ただし、地域包括ケア入院医療管理料を算定するための整備については、本補助金の活用により整備した病床を含めた病棟の半数以上が回復期病床となり、翌年度の病床機能報告において、主たる病棟の機能を回復期として報告する場合とする。

３　補助対象

⑴　回復期機能以外の病床機能区分(医療法施行規則第30条の33の２に定める区分をいう。以下同じ。)の病床を回復期病床に転換する場合

⑵　「病院等の開設等に関する指導要綱」に定める事前協議の結果（病床配分）に基づき、回復期病床を整備する場合

⑶　横浜二次保健医療圏、川崎北部二次保健医療圏、川崎南部二次保健医療圏又は県央二次保健医療圏において、慢性期機能以外の病床機能区分の病床を慢性期病床に転換する場合

⑷　前号に掲げる二次保健医療圏において、事前協議の結果（病床配分）に基づき、慢性期病床を整備する場合

４　添付書類

交付申請時又は実績報告時の添付書類は、次の書類とする。

(1)　交付申請時

ア　定款又は寄付行為

イ　建物の配置図、平面図、立面図等の図面（なお、新築の場合は既存建物と新築建物の新旧について、増改築と改修の場合は施工前建物と施工後建物の新旧について、その両方の図面とする）

ウ　工事見積書

エ　工事仕様書、工事費目別内訳書

オ　工事工程表

カ　工事出来高曲線

キ　施設の部門別面積表

ク　現在の施設基準を証する関東信越厚生局からの受理通知（３　補助対象(1)又は(3)に掲げるものの場合）

ケ　病床配分に係る事前協議の結果通知の写し（３　補助対象(2)又は(4)に掲げるものの場合）

コ　病院開設許可証又は病院開設許可事項変更許可書の写し及びその申請書類の写し

(2)　実績報告時

ア　建物の配置図、平面図、立面図等の図面（なお、新築の場合は既存建物と新築建物の新旧について、増改築と改修の場合は施工前建物と施工後建物の新旧について、その両方の図面とする）

イ　工事請負契約書又は発注書の写し

ウ　工事仕様書、工事費目別内訳書

エ　工事工程表

オ　工事出来高曲線

カ　施設の部門別面積表

キ　建築基準法に定める検査済証の写し

ク　工事完了引渡書の写し

ケ　施設の全景及び室内等主要工事部分の写真（工事の施工前・施工中・施工後の写真を撮影すること）

5　実施方法

事業効果を担保するため、次のとおり実施する。

(1) 複数年度にわたって施設整備を行う場合、各年度の補助金の交付額は、当該年度における施設整備工事の進捗率に基づき支払うものとする。

(2) 病床の整備にあたっては、事前に県（医療整備・人材課及び保健福祉事務所を含む）、市町村及び医療関係団体等と緊密な調整を行ったうえで実施すること。

(3) 病床の整備終了後は、２　定義(1)に掲げる施設基準等に係る届出を関東信越厚生局に行うとともに、届出が受理されたことを証する書類を提出すること。

(4) 病床の整備終了後は、病床機能報告制度において、整備した病床を「回復期病床」又は「慢性期病床」として報告するとともに、報告したことを証する書類を提出すること。

(5) 事業の進捗状況を確認するため、必要に応じて、年度末（２月又は３月）に中間検査を、竣工後２週間以内に完成検査を実施する。なお、中間検査及び完成検査については、別に指示する。

(6) その他、実施方法については別に指示することがある。

（別添９）

勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助

Ⅰ 地域医療勤務環境改善体制整備事業

１ 目的

令和６年４月からの医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用開始を受けて、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要があり、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やＩＣＴ等による業務改革を進めていくことを目的とする。

２ 補助対象

別表１に掲げる医療機関のうち地域の実情に基づき地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認める医療機関が行う(1)の事業を対象とする。なお、「Ⅱ 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業」、「Ⅲ 勤務環境改善医師派遣等推進事業」を実施している場合であっても対象とする。

(1) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、３の(3)における医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

(2) 対象経費

「(1) 対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。

ただし、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては、本事業の対象とすることができる。

３ 交付要件

次の(1)～(4)の全てを満たすこと。

(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

(2) 年の時間外・休日労働が 960 時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。

※「年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が 720 時間を超え、960 時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。以下、別添９において同じ。

(3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、Ｇ－ＭＩＳに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

(4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

4　算出方法等

補助額は、第３条の規定に関わらず、別表２により算定する。

なお、別表２により選定した額から寄付金その他の収入額を控除した額（1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

5　添付資料

交付申請時又は実績報告時の添付書類は、別に定める。

Ⅱ 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

1　目的

令和６年４月からの医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用開始を受けて、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要があり、特に医療機関としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関においては、診療中に当該教育研修を行う勤務環境改善を含めた働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やＩＣＴ等による業務改革を進めていくことを目的とする。

2　補助対象

別表１に掲げる医療機関のうち、病床あたりの医師数を一定数以上確保し、あるいは幅広い症例に対応するための多領域の診療科を設置した上で、病院としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関として、知事が認める医療機関が行う(1)の事業を対象とする。なお、「Ⅰ　地域医療勤務環境改善体制整備事業」、「Ⅲ 勤務環境改善医師派遣等推進事業」を実施している場合であっても対象とする。

(1) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、３の(3)における医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

(2) 対象経費

「(1) 対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。

ただし、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては､本事業の対象とすることができる。

(3) 標準単価を加算できる医療機関

次のいずれかを満たす場合に、１床当たりの標準単価を 266 千円まで可とする（令和８年度までの措置)。

ア　「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。

イ　医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供医療機関又は連携型特定地域医療提供医療機関であって、各年度において、下表に示す時間外・休日労働時間を超過する 36 協定を締結する特定地域医療提供医師 (B 水準医師) 又は連携型特定地域医療提供医師 (連携 B 水準医師) がいなかったこと。また、面接指導要請講習を修了している者が３人以上又は特定対象医師 10 人あたり１人以上いること。

令和６年度の時間外・休日労働時間	1,860時間
令和７年度の時間外・休日労働時間	1,785時間
令和８年度の時間外・休日労働時間	1,710時間

3　交付要件

次の(1)～(4)のいずれをも満たすこと。

(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

(2) 年の時間外・休日労働が 960 時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、36 協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。

(3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、Ｇ－ＭＩＳに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

(4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

4　算出方法等

補助額は、第３条の規定に関わらず、別表２により算定する。

なお、別表２により選定した額から寄付金その他の収入額を控除した額（1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

5　添付資料

交付申請時又は実績報告時の添付書類は、別に定める。

Ⅲ 勤務環境改善医師派遣等推進事業

1　目的

長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援を行う。

2　補助対象

別表１に掲げる医療機関のうち、地域の実情に基づき地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認める派遣受入医療機関及び当該医療機関に医師を派遣する医療機関（以下「派遣実施医療機関」という。）が行う取組を対象とする。なお、「Ⅰ 地域医療勤務環境改善体制整備事業」、「Ⅱ 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業」を実施している場合であっても対象とする。

派遣受入医療機関においては、医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師派遣等を受入れる場合を対象とする。受入人数の上限は２名までとする。

派遣実施医療機関においては、派遣受入医療機関の医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師派遣等を実施する場合であって、(1)、(2)のいずれかを満たすものを対象とする。

医師派遣等の人数は、派遣実施医療機関につき２名を上限とする（(1)に該当する医師派遣等においては、３名以上の派遣も可能とするが、助成額は常勤医師を２名派遣した場合と同額を上限とする）。

ただし、特定労務管理対象医療機関へ派遣する場合に限り、２名以上の申請をできるものとし、補助額についても同額を上限とする。

【医師派遣の要件】

(1)　派遣医療機関と常勤医師(※)として雇用関係が継続しており、かつ派遣受入医療機関において、非常勤医師として雇用されている医師。

※　常勤医師とは、原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者をいう。なお、病院で定めた医師の１週間の勤務時間が 32 時間未満の場合は、32 時間以上勤務している医師を常勤医師とする。

(2)　派遣医療機関とは雇用関係が一旦途切れ、派遣受入医療機関との雇用関係がある場合、派遣医療機関と派遣受入医療機関の間で取り決めがなされ、それを証する書類等の確認ができ、派遣元医療機関の身分が確認できること。

ただし、次のいずれかを満たす事業の場合は対象とはしない。

ア　同一法人又は同一グループ間の医師派遣及び受入れ

イ　県外医療機関への医師派遣

3　交付要件

次のいずれをも満たすこと。

(1) 対象事業を実施する医療機関は、双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から、補助を受けるにあたって事前に医師派遣の相手方の医療機関の確認を得ること。

(2) 派遣受入療機関においては、次のいずれをも満たすこと

ア　勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

イ　年の時間外・休日労働が 960　時間を超えるまたは超える恐れがある医師を雇用している医療機関で、36 協定において、全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超える協定を締結していること。

ウ　医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、Ｇ－ＭＩＳに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

4　算出方法等

補助額は、第３条の規定に関わらず、別表２により算定する。

なお、別表２により選定した額から寄付金その他の収入額を控除した額（1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

5　添付資料

交付申請時又は実績報告時の添付書類は、別に定める。

Ⅳ 勤務環境改善医師確保対策事業

1　目的

令和６年４月からの医師の時間外・休日労働の上限規制の適用開始を受けて、 今後、医療提供体制を維持するため、医療機関によっては新たな医師の確保が必要となり、医師が働きやすい環境を整備することがより一層求められる。

本事業では、県内医療機関におけるＩＣＴ機器の導入や他職種も含めたタスク・シフト/シェアなどの業務の効率化等を支援し、勤務環境改善を促し、将来的に医師の確保が安定的に可能となる環境を整備することを目的とする。

2　補助対象

別表１に掲げる医療機関が行う(1)の事業を対象とする。なお、「Ⅰ　地域医療勤務環境改善体制整備事業」、「Ⅱ　地域医療勤務環境改善体制整備特別事業」のいずれかを実施している場合は、対象外とする。

(1) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、３の(3)における医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

(2) 対象経費

「(1) 対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。

なお、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては、本事業の対象とすることができる。

3　交付要件

次の(1)～(4)のいずれをも満たすこと。

(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

(2) 年の時間外･休日労働が 960 時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、36 協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。

(3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、Ｇ－ＭＩＳに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

(4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

4　算出方法等

補助額は、第３条の規定に関わらず、別表２により算定する。

なお、別表２により選定した額から寄付金その他の収入額を控除した額（1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

5　添付資料

交付申請時又は実績報告時の添付書類は、別に定める。

（別添 10）

構想区域病床機能分化・連携推進事業

１ 目的

地域医療構想の達成に向けて、各構想区域における中核病院の再整備事業を支援する。

２ 添付資料

交付申請時又は実績報告時の添付書類は、次の書類とする。

(1) 交付申請時

ア 建物の配置図、平面図、立面図等の図面（なお、新築の場合は既存建物と新築建物の新旧について、増改築と改修の場合は施工前建物と施工後建物の新旧について、その両方の図面とする）

イ 工事見積書、工事仕様書、工事費目別内訳書

ウ 工事工程表

エ 工事出来高曲線

オ 施設の部門別面積表

(2) 実績報告時

ア 建物の配置図、平面図、立面図等の図面（なお、新築の場合は既存建物と新築建物の新旧について、増改築と改修の場合は施工前建物と施工後建物の新旧について、その両方の図面とする）

イ 工事請負契約書又は発注書の写し、工事仕様書、工事費目別内訳書等

ウ 工事工程表

エ 工事出来高曲線

オ 施設の部門別面積表

カ 建築基準法に定める検査済証の写し

キ 工事完了引渡書の写し

ク 施設の全景及び室内等主要工事部分の写真（工事の施工前・施工中・施工後の写真を撮影すること）

３ 実施方法

事業効果を担保するため、次のとおり実施する。

(1) 複数年度にわたって施設整備を行う場合、各年度の補助金の交付額は、当該年度における施設整備工事の進捗率に基づき支払うものとする。

事業の進捗状況を確認するため、必要に応じて、年度末（２月又は３月）に中間検査を、竣工後２週間以内に完成検査を実施する。なお、中間検査及び完成検査については、別に指示する。

その他、実施方法については別に指示することがある。

（別添11）

看護業務等ＩＣＴ導入支援事業費補助

1　目的

看護業務の効率化・省力化に資するＩＣＴ機器の導入を支援することで、看護業務の効率化・省力化を図り、看護職員の業務負担を軽減し、勤務環境を改善することを目的とする。

2　補助事業の内容等

(1) 補助事業の概要

看護業務の効率化・省力化に資するＩＣＴ機器の導入に要する経費の一部を補助する。

(2) 補助対象者

県内に所在する病院の開設者

(3) 補助対象経費

ＩＣＴ機器の導入に要する経費（備品購入・設置費（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器)、導入設定費等）

［対象経費の留意事項］

① 毎月支払いを行う利用料やリース費用、保守・サポート費用は対象外とする。

② タブレット端末等ハードウェアは、看護業務の効率化・省力化に効果のあるハードウェアであって、看護職員及び看護補助者が使用するものに限る （例えば、看護に関する記録をベッドサイドで完結でき、その場で患者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果的・効率的なコミュニケーションを図るためのスマートフォンなどＩＣＴ技術を活用したものが対象)。

③ 運用に必要なWi-Fiルーターなど Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用や工事費も対象とする。

［対象外となる経費］

① 電子カルテシステムの導入経費

② タブレット端末等ハードウェアのみの導入を目的とするもの（看護業務の効率化・省力化に資するソフトウェアを導入しない場合)

③ 看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助の対象となる「神奈川県「看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助」補助対象ロボット一覧」に掲載された機器

④ すでに国及び県からその他の補助金を受けているもの

⑤ 消費税及び地方消費税

⑥ その他本事業の趣旨から適当とは認められないもの

(4) 補助要件等

① 導入するソフトウェアについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない)。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

② タブレット端末等ハードウェアを導入する際にあっては、必ず看護業務の効率化・省力化に資するソフトウェアをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど病院において工夫すること）。

また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」（令和５年５月）及び「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン第1.1 版」（令和５年７月）を参考にすること。

③ 「２(6)ア計画の作成及びイ導入効果の報告」に基づき、導入計画の作成及び導入効果の報告を行うこと。

④ ＩＣＴの活用により収支状況の改善が図られた場合においては、職員の賃金に還元するよう積極的に取り組むこと。

⑸ 補助回数

原則として１病院１回とするが、補助額の合計が基準額の範囲内であれば、次年度以降の補助も可能とする。次年度以降２回目の補助を行う場合には、基準額から１回目の補助額を除いた金額を上限とする。その際の最大使用病床数（病床機能報告の対象外の病床については使用許可病床数）は、過年度に交付した際の病床数と当該年度申請時点の病床数を比較して少ない方を用いる。

⑹ 看護業務の効率化・省力化のためのＩＣＴ導入計画

ア 計画の作成

ＩＣＴ機器を導入する病院は、看護業務の効率化・省力化のための実現可能かつ合理的なＩＣＴ導入計画を作成する。当該計画については、①導入する意義・目的、②導入する機器等、③導入により達成すべき目標、④期待される効果、⑤時間外労働の削減計画（看護職員一人当たり１月の平均残業時間前年度比20%削減を実現させる導入計画となっていること）等を盛り込むこととする。

イ 導入効果の報告

導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示すこと。

例）時間外労働の削減、対象者に直接関わる看護時間の増加、看護記録の負担軽減、患者の満足度、職員の満足度、印刷物の削減など他の病院の参考となるべき内容

３ 添付書類

交付申請時又は実績報告時の添付書類は、次の書類とする。

⑴ 交付申請時

ア 導入するＩＣＴ機器のカタログ等

イ 見積書の写し

ウ ＩＣＴ導入スケジュール

エ その他知事が必要と認める書類

⑵ 実績報告時

ア 補助対象事業に係る契約書、発注書又は支払いを行ったことを証する書類の写し

イ 導入した機器の写真

ウ　その他知事が必要と認める書類

4 その他

(1)　交付決定前に購入したものは補助対象としない。

(2)　交付要綱第５条に基づき、補助事業の内容又は 20%を超える経費配分の変更を行う場合や、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、必ず所定の申請を行うこと。

(3)　県に提出されたＩＣＴ導入計画及び導入効果について、他の病院等へ提供又は県ホームページ等で公開する場合がある。

（別添 12）

在宅医療提供体制整備事業及び在宅医療退院支援強化事業

1 目的

(1) 在宅医療提供体制整備事業は、新たに在宅医療に参画する、もしくは、在宅患者の一層の受入強化に取り組む医療機関が必要とする医療機器の整備に対して補助することで、在宅医療の受け皿を拡充し、増大する在宅医療需要に対応することを目的とする。

(2) 在宅医療退院支援強化事業は、在宅医療を担う診療所及び訪問看護ステーション（以下「診療所等」という。）が、「退院支援」に積極的に取り組むために必要となる人件費に対して補助を行うことで、入院医療から在宅医療への円滑な移行を促進し、増大する在宅医療需要に対応することを目的とする。

2 用語の定義

要綱別表２の在宅医療提供体制整備事業における補助対象経費の用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) オンライン診療等とは、「オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成 30 年３月厚生労働省）」に基づいて行われるオンライン診療及びオンライン受診勧奨をいう。

(2) 情報通信機器とは、パソコンやタブレット等のリアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を有する通信機器及びその周辺機器をいう。

3 対象経費

要綱別表２の在宅医療提供体制整備事業における補助対象経費の機器は、次に掲げるものとする。

(1) 新たに在宅医療（往診・訪問診療）に取り組む医療機関		
	「在宅医療の提供に必要となる医療機器」	
		① Ｘ線撮影装置（往診・訪問診療用に限る）
		② 超音波診断装置（バッテリー駆動可能な製品に限る）
		③ 解析付心電計
		④ ポータブル内視鏡
		⑤ 簡易睡眠時無呼吸検査装置
		⑥ 血液・尿検査装置（往診・訪問診療用に限る）
		⑦ 肺機能検査装置（持ち運び可能な製品に限る）
		⑧ パルスオキシメーター
		⑨ ネブライザー・吸引器
		⑩ 輸液ポンプ・シリンジポンプ
		⑪ 膀胱用超音波画像診断装置
		⑫ 小型卓上高圧蒸気滅菌器
		⑬ 血圧計（持ち運び可能な製品もしくは卓上型）
		⑭ 眼底・眼圧計（持ち運び可能なハンディタイプに限る）
		⑮ 生体情報モニタ（ベッドサイドモニタータイプに限る）
		⑯ 経腸栄養用輸液ポンプ
		⑰ 在宅身体機能関連機器

	「オンライン診療等に活用する情報通信機器」
	⑱ パソコン、タブレット、カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター
	⑲ 見守り用機器
	⑳ 上記⑱⑲の導入に伴い必要となるアプリ、システム導入費
(2)　すでに在宅医療に取り組んでいる医療機関のうち、在宅医療の取組を拡充する計画を示している医療機関	
「在宅医療の提供に必要となる医療機器」	
上記(1)の①～⑰と同じ。	
(3)　すでに在宅医療に取り組んでいる医療機関のうち、情報通信機器を活用して取組みを行う医療機関	
「オンライン診療等に活用する情報通信機器」	
上記(1)の⑱⑲⑳と同じ。	

（様式１）

文　書　番　号
○○年○○月○○日

神奈川県知事　殿

補助事業者　住　　所
法人（団体）名
代 表 者 氏 名

○○年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　補助事業名　　○○○○○○○○事業

２　交付申請額　　金○○○，○○○，○○○円

３　所要額調書　　（別に定める様式のとおり）

４　事業計画書　　（別に定める様式のとおり）

５　所要額明細書　（別に定める様式のとおり）

６　添付書類
(1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
（当該補助事業に係る予算額を備考欄に記入すること。）
(2) 役員等氏名一覧表（様式１付表）
※補助事業者が地方公共団体の場合は提出を要しない。
(3) その他参考となる資料

問合せ先
○○部○○課　○○
電話○○○-○○○-○○○○
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ○○○○@○○○○

（様式１付表）

役員等氏名一覧表

役職名	氏　名	氏名のカナ	生年月日 （大正T, 昭和S, 平成H）	性別 （男・女）	住　　所

年　　月　　日現在

記載された全ての者は、申請者、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

法人（団体）名
代表者氏名

（注）(1) 補助事業者が個人の場合、申請者について記載
(2) 補助事業者が法人の場合、代表者及び全ての役員について記載
(3) 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載

（様式２）

文　書　番　号
○○年○○月○○日

神奈川県知事　殿

補助事業者　住　　所
法人（団体）名
代 表 者 氏 名

○○年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金変更交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　補助事業名　○○○○○○○○事業

２　変更交付申請額　金○○○，○○○，○○○円
（前回交付申請額　金○○○，○○○，○○○円）

３　所要額調書　　（別に定める様式のとおり）

４　事業計画書　　（別に定める様式のとおり）

５　所要額明細書　（別に定める様式のとおり）

６　添付書類
(1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
（当該補助事業に係る予算額を備考欄に記入すること。）
(2) その他参考となる資料

問合せ先
○○部○○課　○○
電話○○○-○○○-○○○○
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ○○○○@○○○○

（様式３）

文　書　番　号
○○年○○月○○日

神奈川県知事　殿

補助事業者　住　　所
法人（団体）名
代 表 者 氏 名

○○年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

○○年○○月○○日付け○第○○○号により交付決定があった○○○○○○○○事業に係る補助事業について、次のとおり事業変更（中止、廃止）し、承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　変更（中止、廃止）の内容

事　業　内　容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

２　変更（中止、廃止）の理由

問合せ先
○○部○○課　○○
電話○○○-○○○-○○○○
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ○○○○@○○○○

（様式４）

文　書　番　号
○○年○○月○○日

神奈川県知事　殿

補助事業者　住　　所
法人（団体）名
代 表 者 氏 名

○○年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金事業実施状況報告書

○○年○○月○○日付け○第○○○号により交付決定があった標記補助金について、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱第８条に基づき、○○年○○月○○日現在の補助事業の実施状況について報告します。

１　事業名　○○○○○○○○事業

２　補助事業の執行状況

３　補助事業経費の執行状況

４　添付書類　（別に定める様式のとおり）

（問合せ先
○○部○○課　○○
電話○○○-○○○-○○○○
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ○○○○@○○○○）

注：支出の根拠としない場合には押印不要

（様式５）

文　書　番　号
○○年○○月○○日

神奈川県知事　殿

補助事業者　住　　所
法人（団体）名
代 表 者 氏 名

○○年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金事業実績報告書

○○年○○月○○日付け○第○○○号により交付決定があった標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　補助事業名　○○○○○○○○事業

２　経費精算額調書　　（別に定める様式のとおり）

３　事業実績報告書　　（別に定める様式のとおり）

４　事業実績額明細書　（別に定める様式のとおり）

５　添付書類

(1) 当該事業に係る歳入歳出決算（見込み）書の抄本
（当該補助事業に係る決算額を備考欄に記入すること。）

(2) その他参考となる資料

問合せ先
○○部○○課　○○
電話○○○-○○○-○○○○
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ○○○○@○○○○

（様式６）

文　書　番　号
〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事　殿

補助事業者　住　　所
法人（団体）名
代 表 者 氏 名

〇〇年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇〇号により交付決定があった〇〇〇〇〇〇〇〇事業に係る補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、次のとおり報告します。

１　補助金の交付等に関する規則第13条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金〇〇〇，〇〇〇円

３　添付書類
(1) 別紙概要
(2) 確定申告の写し
(3) その他参考となる書類（２の金額の積算の内訳等）

問合せ先
〇〇部〇〇課　〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ〇〇〇〇@〇〇〇〇